

キングストン・アポン・ハルの ウィリアム・ド・ラ・ポール

— 戦争財源の調達で王室銀行家に昇りつめた商人の栄光と転落 —

高 野 要

William de la Pole,
Merchant and King's Banker of Kingston upon Hull:

Glory and fall with supply of war money

Kaname TAKANO

要 旨

イングランドの北東岸に位置する海港都市キングストン・アポン・ハルの商人家系として知られるド・ラ・ポール家は、14-15世紀に莫大な財力と名声を背景に繁栄した家系である。彼らは中世後期のイングランドにおける羊毛貿易で富を獲得した大商人の一家であり、羊毛で得た資金がもたらす財源を介して、国王への財政融資により貴族階層に加わり、社会的昇進を果たす存在となった。この両者を結びつけた接点は、西部フランス領およびフランス王位の継承獲得を目指す国王側の要求と、貴族層への昇格で財力を超える名誉を求めた商人側の利害がもたらした共生関係である。本論においてはこの一家の中から輩出された兄弟たちの中でも、とりわけ傑出した人物であるウィリアム・ド・ラ・ポール（William de la Pole 1290-1295頃-1366年）を中心に議論を進めていく。

積み上げた財力を背景に金融業で頭角を表す「銀行家」(banker)となったウィリアムは、1272年から1322年の間に継続的にイングランド王室に財政支援をしていたイタリアの商人たちに太刀打ちできるイングランド最初の「王室銀行家」(King's Banker)となった。彼は商人仲間と共にシンジケート (syndicate) を結成し、1339年には財務府長官 (baron of the exchequer) の地位にまで社会的昇格を果たす。その彼も、1340年には王室政府の政治争議に巻き込まれ、他の金融業者と共に逮捕・投獄された。

本論は百年戦争開戦にあたり、イングランド国王エドワード3世とウィリアム・ド・ラ・ポールとの間に繰り広げられる戦費財源獲得をめぐる駆け引きを見ることで、中世後期イングランド社会の歴史的転換を知る一助としたいと願うものである。

キーワード：エドワード3世、百年戦争、バルディ家、ベルッツィ家、ガスコーニュ問題、スコットランド独立、ヴァロワ家

目 次

1. ハルのウィリアム・ド・ラ・ポール
2. エドワード3世の政治 百年戦争への野心

3. フランドル戦略
4. ド・ラ・ポール家
5. 国王課税による戦費財源の獲得
6. ウィリアム・ド・ラ・ポールによる戦費調達と羊毛輸出戦略
7. ド・ラ・ポール家の社会的昇格・権力の獲得
8. ウィリアム逮捕・投獄・裁判
9. ウィリアムの財力
10. ウィリアムの生きた時代 王室銀行家の誕生

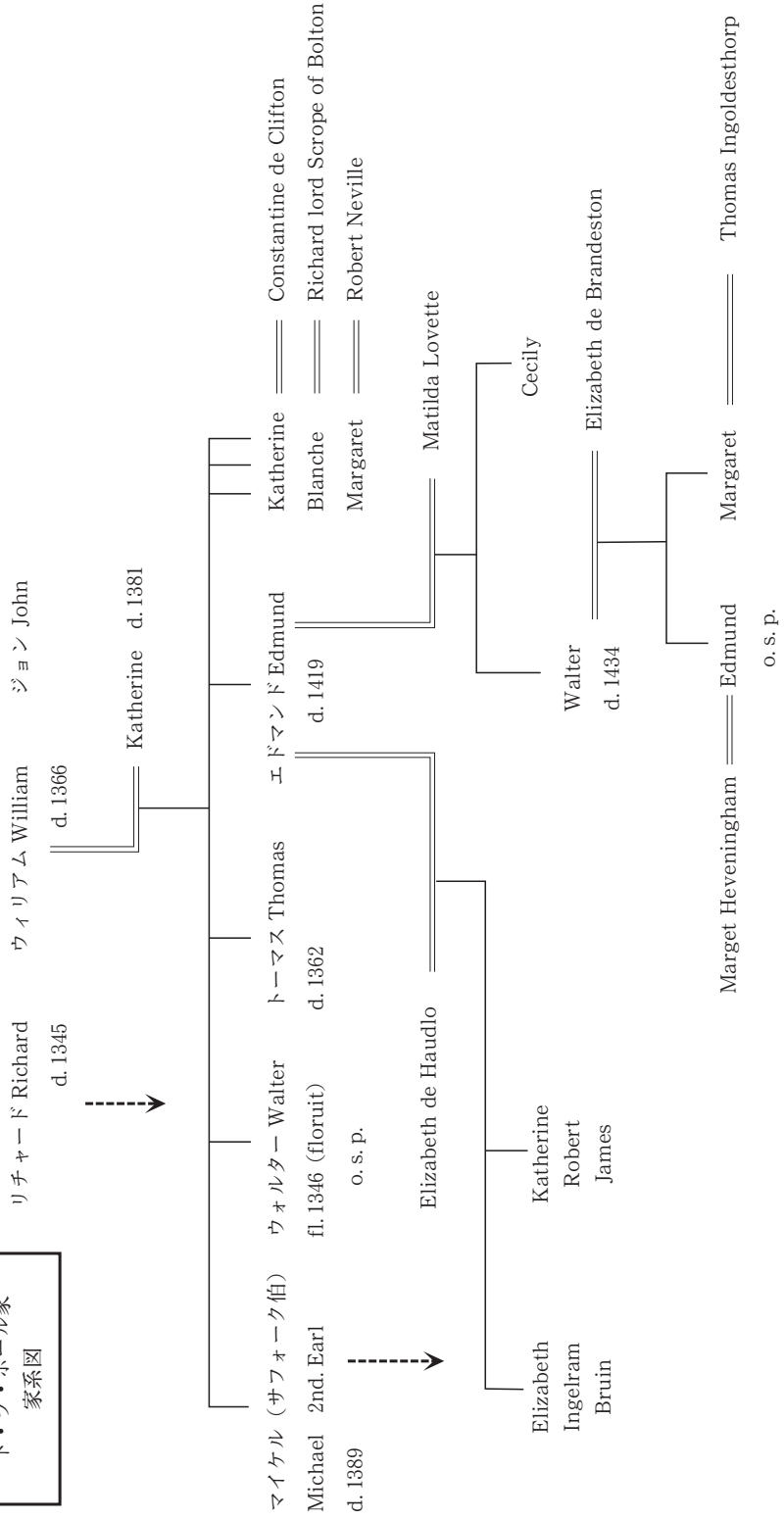
1. ハルのウィリアム・ド・ラ・ポール

イングランドの北東岸に位置する海港都市キングストン・アボン・ハルの商人家系として知られるド・ラ・ポール家は、14-15世紀に莫大な財力と名声を背景に繁栄した家系である。彼らは中世後期のイングランドにおける羊毛貿易の富を獲得した大商人の一家であり、この蓄えた財力を背景に、国王への融資をおこなうことで貴族階層に加わり、社会的昇進を果たす存在となった。この両者を結びつけた接点は、百年戦争前夜という社会変革が目前に迫る時代に、西部フランス領およびフランス王位継承獲得を目指す国王側の要求という政治的接点と、貴族層への昇格で財力を超える名誉を求めた商人側の経済的利害という接点であり、まさにその二つの事柄を形成したのである。本論においてはこの一家の中から輩出された兄弟たちの中でも、とりわけ傑出した人物であるウィリアム・ド・ラ・ポール（William de la Pole 1290-1295頃-1366年）を中心に議論を進めていきたいと考えている⁽¹⁾。

ハルに隣接したモウ（ミーオ）修道院（Abbey of Meaux）の年代記作家は、ウィリアムを「いかなるイングランド商人にも劣らない者」（‘second to no English merchant’）と記録している。彼は恐らくハルカラベンサーの商人の息子であったといわれているが、ビジネスを始めた頃の活動や資産については何も明確に知られていない。彼がイングランド商人たちの中で最も偉大な名声を得る地位にまで成功できたのは、彼の主な同業者であった兄リチャードから得た商業活動の影響が大きかったといわれている。その反面ウィリアムは仲間たちを利用し、必要がなくなれば見捨ててしまう冷静で背徳的な男だったとも伝えられる⁽²⁾。

ウィリアムはやがて商業活動を拡大させ、彼の獲得したその利益によって金融業で頭角を表す「銀行家」（bankers）にまで昇進し、1272年から1322年の間に継続的にイングランド王室に財政支援をしていたイタリアの商人たちに太刀打ちできる、イングランド最初の王室銀行家にまでなった。当初は比較的小規模の事業から始め、兄リチャードと共に高い地位を獲得することができた。その最も大きな栄光は、1338年から1339年にわたってやってきた。ウィリアムが国王エドワード3世に提供した資金は莫大であ

図1
ド・ラ・ポール家
家系図



R. Horrox, *The de la Poles of Hull, The East Yorkshire Local History Society, 1983, pp. 22-23.*
 図を一部加工。＝は婚姻。d. : 没年, fl. (floruit) : 活躍期 (出生死亡年月不明)。o. s. p. : 嫡子なしにて死去 (obit sine prole)

り、その主要財源は輸出用の羊毛である。商人仲間と共にシンジケート (syndicate) を結成し、1337年に羊毛 30,000 sacks (羊毛袋) の徴発業務も代行した。1338年には王室に対して 18,000 ポンドの貸付を一人で引き受けている。1339年には財務府長官 (baron of the exchequer) の地位を取得した上で、同年には国王に対して 76,180 ポンドの前貸し業務まで行っている。1340年には王室政府の政治争議に巻き込まれ、他の金融業者と共に逮捕・投獄された³⁾。

本論は百年戦争開戦にあたり、イングランド国王エドワード3世とウィリアム・ド・ラ・ポールとの間に繰り広げられた戦費財源獲得をめぐる駆け引きを見ることで、中世後期イングランドにおける王室財政史の転換を考察する際の一助としたいと願うものである。

2. エドワード3世の政治 百年戦争への野心

ド・ラ・ポール家が王室政府と密接な関係を築くことになる背景には、当時のイングランドが置かれていた政治状況が大きく関わっている。国王エドワード3世 (Edward III 在位 1327-77年) はフランスと百年戦争を開始した国王であり、その妻エノー伯の娘フィリッパ (Philippa of Hainault 1314頃-69年) との間にエドワード・オヴ・ウッドストック (エドワード・ザ・ブラック・プリンス Edward of Woodstock, the Black Prince 1330-1376年)、ランカスター公ジョン・オヴ・ゴント、ヨーク公エドモンド・オヴ・ラングレイ等、その後のイングランド社会に大きな影響を与える12人の子をもうけている。さらにこの時代における騎士道精神の理想を体現すべく、1348年にはガーター勲章 (Order of the Garter) の創設を果たしている⁴⁾。

エドワードがフランスとの戦争に踏み切った理由を理解するには、フランス王国との領土問題を見て考えていかなければならない⁵⁾。イングランドには、1066年のノルマン征服 (Norman Conquest) 以前に先立つセルディック家 (the Cerdic) の時代に、ノルマンディー公国の文化が浸透していた。しかしドーヴァー海峡を挟んだ両国の対立が顕在化するのには、12世紀以降におけるヘンリ2世 (Henry II 在位 1154-89年) の治世になってからのことである。ヘンリは父方から受け継いだノルマンディー公家の血統と母方から受け継いだアンジュー (Anjou) 伯家の血統とをそのまま継承した。その二つの領土に加えて、やがてフランス国王ルイ7世「若年王」(Louis VII, le Jeune 在位 1137-1180年) の未亡人アリエノール・ダキテーヌ (Aliénor d'Aquitaine 1122-1204年) との婚姻によりアキテーヌ公の領地 (the duchy of Aquitaine) を相続した。その頃に三つの領土が併合されることで、ヘンリの眼前には海峡を挟んでアンジュー帝国が姿を現すことになる。しかしその領土取得と同時に彼はフランス国王ルイ7世に対し

て臣従礼を誓ったのである。これがその後のイングランド王国とフランス王国との対立を引き起こす最初の原因と考えられる。このアンジュー帝国は、地理的にはヘンリ2世の領土がフランス西部のほぼ半分を占めていた。しかし、そこは政治的にはフランス国王の勢力下に置かれ、領土的支配権と政治的支配権が曖昧な混迷した状態が続くことになったのである。

ヘンリ2世の末子ジョン「欠地王」(John Lackland 在位 1199-1216年)の治世期、フランス国王フィリップ2世「尊厳王」(Philippe II, Auguste 在位 1180-1223年)は、西部フランスに拠点をもつリュジニャン家(the Lusignan)とジョンとの間に争いが生じた際、これを好機ととらえ、1206年までにノルマンディー公領、メーヌ(Maine)、アンジュー伯領、トゥレーヌ(Touraine)など北西部フランスのほとんどの地域をジョンの手から奪取する⁽⁶⁾。

実質的にはアンジュー帝国の支配下にあった西部フランスは、イングランド国王とフランス国王双方によりその領地を完全に支配下に置かれぬままガスコーニュ(Gascogne)と呼ばれる地域として存続することになる⁽⁷⁾。この状況が変わったのは、1259年12月4日におけるヘンリ3世(Henry III 在位 1216-72年)とフランス国王ルイ9世「聖ルイ」(Louis IX, Saint Louis 在位 1226-70年)との間で締結されたパリ条約後のことである。この条約締結以降は、アンジュー家はいっそうカペー家(the Capétiens)の支配力に臣従していくことになる。ヘンリ3世は、シチリアの王位を息子であるランカスター伯「せむし」のエドモンド(Edmund Crouchback, Earl of Lancaster 在位 1267-96年)に、神聖ローマ皇帝の位を弟のコーンウォール伯リチャード「ドイツ王」(Richard, Earl of Cornwall, King of Germany <the Romans>, 在位 1257-72年)に渡すというローマ教皇アレクサンデル4世の申し入れを受け入れてしまった。さらにこの講和会議を促進させたのは、ヘンリ配下の諸侯からの圧力、イングランドにおける内乱を率いたシモン・ド・モンフォールの妻エレノアの寡婦財産を解体させる必要があったからであるとされる。この条約でヘンリはノルマンディー、メーヌ、アンジュー、ポワトゥーの諸地域とリモージュ(Limoges)、ペリゲー(Périgueux)、カオール(Cahors)に対する権利主張を放棄し、ルイ9世は、ヘンリがフランス貴族として彼の封建家臣になるという条件付きで、ヘンリのガスコーニュ領有を認めた⁽⁸⁾。

その後フランス国王フィリップ4世「端麗王」(Philippe IV, le Bel 在位 1285-1314年)治世には、ブルターニュにおける衝突をきっかけに生じたギエンヌ戦争以降、エドワード1世(Edward I 在位 1272-1307年)との間に争いが再燃する。やがてフィリップは一連の衝突を理由に、1337年5月、イギリス領となっていたこのガスコーニュを没収してしまうことになる⁽⁹⁾。

エドワード3世の祖父エドワード1世は治世中において、ウェールズ(Wales)は征

服していたが、さらなる領土拡大の標的としたスコットランド (Scotland) を攻略することなく終えている⁽¹⁰⁾。エドワード1世のスコットランド征服計画では、その政策の一つとして、1286年には、ノルウェー王女マーガレット (Margaret, the Maid of Norway) を息子エドワード (後のエドワード2世) と結婚をさせることを計画した。しかし王女はノルウェーからの船中で急死する。やむなくエドワード1世は1290年に多数のスコットランド王位継承者となりうる候補者の中からベイリアル (John Balliol 在位1292-96年) を選出した。しかしこの人物は国王の地位に耐えうる人物ではなかった。やがてウィリアム・ウォレス (William Wallace 1270頃-1305年) の反乱が起きるとともに、ロバート・ブルース (Robert I Bruce 在位1306-1329年) が出現する。そしてさらに1307年のエドワード1世の死去によって、その征服計画は挫折することになる。

彼の計画を引き継ぐはずであった息子のエドワード2世 (Edward II 在位1307-27年) は、国政において失敗を重ね、1314年6月24日のバノック・バーンの戦いでスコットランド軍率いるロバート・ブルースに大敗する。このスコットランド問題は全体として、イングランドに対抗する敵国フランスとスコットランドとの間に連合関係を構築する「旧同盟」(Auld Alliance) を強化することによって海峡を挟んだ錯綜したものとなる⁽¹¹⁾。

一連のスコットランドとの闘争を経て、イングランドはフランスと新たな局面をむかえることとなる。フランスとイングランドの間には、先のガスコーニュ問題に加えて、フランス王位継承問題が浮上することになる。フランスのカペー家シャルル4世 (Charles IV 在位1322-28年) が直系男子相続者を残さないで1328年に亡くなり、その傍系にあたるフィリップ・ド・ヴァロワ (Philippe de Valois) が従兄弟であるという理由で三部会 (États Généraux) に推されて、ヴァロワ王朝開祖フィリップ6世 (Philippe VI 在位1328-50年) として即位した。

他方、エドワード3世は、イングランド国王として即位した翌1328年に、スコットランドに対する一切の権利を放棄してしまった。しかし、1329年にスコットランドでロバート1世 (Robert I 在位1306-29年) の子、デイヴィッド2世 (David II 在位1329-70年) が王位に即くと、両国でまた執拗な闘争が展開された。その時期のイングランド、すなわちエドワード2世の政治的混乱期からエドワード3世の即位までの間は、エドワード2世の妻イサベラとその愛人モーティマー (Roger de Mortimer 1287-1330年) による専横政治が続いていた。ようやくモーティマーが1330年に亡くなると、エドワード3世が政務を執るようになった⁽¹²⁾。エドワードは1336年9月の議会で王国の安全について演説し、さらに彼がフランス国王シャルル4世の甥であることを理由に、フランス王位を継承する十分な資格があることを主張した⁽¹³⁾。これを受けてフィリップ

ブ6世はガスコーニュを没収した。

この一連の問題の原因が王位継承問題だけならば長期戦とならなかつただろう。戦争の目的は、むしろほかにあつたのであり、王位継承の紛争は単なる口実を与えたものにすぎない。両王朝間の敵対は、本来的に経済問題から生じたものであつた⁽¹⁴⁾。エドワード3世の主張には、ガスコーニュへのある執着が原因のひとつにもなっている。彼は妄信的に喪失した領土の回復を求めていただけではなく、イングランドとガスコーニュの両地域間を結ぶワイン交易の利害が、この主張の根源にあることにも留意しておくべきなのである⁽¹⁵⁾。

3. フランドル戦略

フランスと対抗するべく戦力を強化するために必要な手段を執る準備に着手を始めたエドワードは、フランドルをはじめとするヨーロッパ低地諸邦 (Low Countries) において、同盟関係を深めていく。羊毛輸出の発展を新たに担って登場してきたステイプル商人 (stapler) に、王室財政の逼迫につけ込んで勢力を伸ばしていく機会が与えられた。聖俗領主は共々、その彼らを見捨てることはできないようになっていく⁽¹⁶⁾。

フランドルは、それまで発展しつつある毛織物工業の生産促進に欠かすことのできない羊毛をアルトワ (Artois) やシャンパーニュ (Champagne) から購入していたが、それだけでは補えなかつた。そしてその大半をイギリス産羊毛に依存しなければならなかつた⁽¹⁷⁾。それにもかかわらず、当時このフランドル一帯を支配していたフランドル伯はフランス王室に臣従していた。そのため、イングランドは貿易上の利益を確保するために、この地域を押さえておく必要があつた。しかし1336年、フランドルがフランスと盟約を交わしたので、エドワードは羊毛輸出を禁止 (impose) して対抗するのである。

4. ド・ラ・ポール家

イングランドの羊毛輸出の拡大には商人の活躍が欠かせない。かつてイングランドの商人たちは利益を狭い地域から得ていたが、やがてその活動範囲を広げ、地方取引や国際取引へと拡大し、特権的商人階層へと成長していく。彼らは14世紀以前から存在していたが、「商人の身分」 (estate of merchants) として台頭してくるのは、各地から資産のある商人たちを統合し、同じ利益を求めて一致して行動する能力を持つようになったこの14世紀であつた⁽¹⁸⁾。

戦費財源を求めるエドワード3世は、彼ら商人が蓄積した非常に多くの国内商業資本

を吸い上げることになるが、やがてこのような商人層の中から、国王に資金提供を協力する者が現れる。その彼らの中から王室の銀行家（bankers to the crown）が輩出されるのである。この資金提供は、単なる商業取引ではなく、商人たちが得た取引の利得を転換することであり、商人が不動産に投資するという伝統的方法と、競合関係が生じることになる。商人が社会的昇進を求めて、獲得した商業取引の利得（trading gains）を、王室への融資に提供して利益を得ることなのである⁽¹⁹⁾。

その王室融資をおこなう商人層の中から台頭してきたのが羊毛商人ウィリアム・ド・ラ・ポールである。この人物を輩出したド・ラ・ポール家は、2世代にわたって商人から伯爵の身分へと登りつめた。一家の中で特筆できる人物たちは、ウィリアムの他、リチャード、マイケル、ジョンである。マイケル・ド・ラ・ポール（Michael de la Pole）は1385年、リチャード2世の差配によってサフォーク伯となる人物である。マイケルの昇進が一家にもたらした影響は大きい、いずれも商業活動で得た財源以上に、大きな影響をもたらしたものは王室への巨額の融資である。このサクセス・ストーリーの影響は、ウィリアムの兄弟リチャードの他、子供たちにも及んでいる。彼らは、ノーサンブトンシャーのカウンティ・ジェントリ（county gentry）の地位、孫たちによる議会貴族（peer）の相続人との婚姻関係も獲得している⁽²⁰⁾。

5. 国王課税による戦費財源の獲得

イングランドは、この時代の西ヨーロッパにおける上質羊毛の最大でもっとも重要な供給源であり、当時の毛織物工業の二大中心地であるフィレンツェの工業およびフランドルの工業のほぼ全体がその羊毛に依存していた⁽²¹⁾。羊毛の供給が絶えると経済的破綻が起り、政治的動揺にまで及ぶことになった。そのため、エドワード3世がその対外政策の中心に羊毛を据えることになる。ここでエドワード3世が王室収入の源泉としたものは、この羊毛財源の他に何があったのか。いくつかの財源を取り上げてみる。第1に、王領地から生ずる貢租その他がある。これは封建収入の源としては、もっとも本質的部分を占めるものである。整理してみると次のようになる⁽²²⁾。

1. 王領地から生ずる貢租その他（tallage on royal demesne）

- 土地貢租

隷属農民の納める地代/隷属町民の地代/森林原野への入居料その他

- その他の雑租 所領の領有に伴う収入

未成年者に対する後見料（wardship）/相談税（heir reliefs）/

結婚許可料（marriage）/非自由民にかかる貢租（tallage）

- 封建法廷からの収益
罰金/押収物
- 2. 各種特権料 大権にもとづいて国王が自治体や個人に賦与
 - 勅許都市や自治都市やギルドなどが納める認可料 (grants)
 - 年市・週市・獵場・独占などの諸個人への付与に対する特許料 (licences)
 - 非自由民税の示談料 (composition)⁽²³⁾
- 3. 輸出入関税 (custom) 国王大権にもとづいて外国貿易の輸出入品に賦課⁽²⁴⁾
エドワード1世の治世に定着
 - 羊毛
 - 羊毛と毛付羊毛 (woolfell) と羊皮 (leather) との三品の輸出に賦課
旧関税 (old custom)
新関税 (new custom) 外国人の輸出入品だけに賦課
- 4. 輸出付加税 (subsidy)
 - 国王が緊急時に議会の承諾を得ず賦課。国民から不法的とみなされる
羊毛その他の三品にかけられる輸出付加税 (マルトート〈法外輸出税〉)
- 5. 臨時税
 - 王室や国家の緊急時に課せられる。
農村や都市の人々の所持する動産 (地代・地蓄その他) にかかる租税
十五分の一税/十分の一税 (tithe)/その他の献上金 (aid)
- 6. 羊毛強制買上げ (purveyance)
 - 国王が緊急時にその大権を発動することで得られる財源
各種の国内生産物の徴発による専売収益
- 7. 借入金 (loan)
 - 国王への信用供与者から得た資金
外国商人, イタリアの銀行家, 内・外の貴族, 羊毛貿易商人からの借入金

以上が1327年の、まさにエドワード3世即位当時の財源である。7部門中、第1から第3までは経常収入部分に該当する。第4から第6までは戦争その他の非常事態に処する費用を捻出する臨時財源であった。臨時財源の利用の仕方、法的手続は、その歴史的發展段階の差によって様々であった。だが一般的には、その徴課に対して、そして国王による恣意的課税に対して制限を加えようとする傾向にあった。制限を加える方法として「一般の同意」が要求されたのはその最たる現れである。このような「一般の同意」は、どのようにして確認できるのか。またそれを確認できるのはどこなのか。王国の「一般の同意」を確認するには、その「一般の同意」を代表している諮問機関を作り、

その意見を聴取し、その同意を得ることである。諮問機関は、下記に取り上げる国王評議会と議会と商人会の三つである⁽²⁵⁾。国王評議会 (King's Council) はアングロ = サクソン時代の賢人会 (Witan) に起源をもつ。その中で大評議会 (Great Council) は、法律の発布、戦争・講和の取り決め、租税の徴収、大官の任命、国王の廃位問題にまで関与する強い権限を持つ。その下にある小評議会 (Small Council) は、大評議会よりも実際の行政事務に密着する問題を討議した機関であり、上訴司法権をもつ最高の法廷である。構成員である諮問委員 (councillor) は、その任につくときに国王の前で「諮問会の誓い」 (Council Oath) をおこなう。議会 (Parliament)⁽²⁶⁾ は大評議会に起源をもつ。当初は宮廷官僚と直接受封者が話し合いをおこなっていた。12世紀後半から13世紀にかけての地方自治体 (community) の発達は、課税対象を拡大させ、代議制を登場させることになる。動産課税時に大貴族・騎士・市民を召集し、同意と協力を求める。地方自治体・国民的利害の代弁機関なのである。商人会 (assembly of merchants) は羊毛商人 (wool merchants) という特殊な利害関係をもつ集会である⁽²⁷⁾。12世紀から14世紀初期にかけての大陸向け羊毛輸出の躍進は、この部門へのイングラント人の進出を助長し、羊毛商人と一般商人との職業上の役割の相違を明確化させていく。ここに彼ら羊毛商人が独自のカテゴリーとして形成され、特殊な利害をもつ集団が出現する。この商人会は、課税問題と密接なかかわりをもって成立するのである⁽²⁸⁾。

6. ウィリアム・ド・ラ・ポールによる戦費調達と羊毛輸出戦略

1300年代前半において、国王が頼みとした財源は、議会承認を除くとその収入に相当する金額は年間30,000ポンドで、これに議会が承認した直接税収入が38,000ポンドであった。これを年度別で示すと下記のとおりとなる。

表1 エドワード3世の1330-1338年における年間収入⁽²⁹⁾

1330-1331	£	37,579.-
1331-1332	£	72,620.-
1335-1336	£	179,641.-
1337-1338	£	272,833.-

(£=ポンド)

1330-1332年までの通常収入の不足分は、議会で承認された課税で補うことができたが、百年戦争直前の2年間は、その均衡が崩れ、1335-1336年の総収入は議会承認の4.7倍、1337-1338年には7倍に達している。

このような所得の倍増はどのような方法によって捻出されたのだろうか。その一手としてエドワード3世は、臨時税を徴収することによって歳出を恒常的に賄っただけでは

なく、借入金を得る手段に訴えている。1336年の8月と1337年の9月に、イタリアの大銀行家であるバルディ家（the Bardi）とペルッツィ家（the Peruzzi）から借り入れをおこなった後、ウィリアム・ド・ラ・ポールから100,000ポンドもの借り入れをおこなっている。ウィリアムはすでに1335年の段階で、ミクルマス祭（9月29日）から次のミクルマス祭までの間に、日当10ポンドで王室家政への融資継続を約束している。

さらにウィリアムは1336年の8月には、スコットランド戦争で、国王に対してきわめて緊急な事態として3,000ポンド以上の追加融資をしている。これらの融資資金は関税で確保されたが、国王の要求が桁外れであり、やがてこの方法だけでは賄うことができなくなった。そのため、当座しのぎの対策として、仲間の商人会リーダーたちに協力を依頼する。それは彼らの設立したウール・カンパニー（羊毛商會社 Wool Company）を介してウール・モノポリー（羊毛輸出独占権 Wool monopoly）を国王に譲渡する形式をとり、国王に対して200,000ポンドの無利子貸付を約束するものである。この貸付に対する返済は、輸出関税を徴収し、その関税で得られた利益から払い戻されるはずであった。しかし、国王から商人側へ返済がなされることはなかった。それでも貸付金額が大規模に続けられた理由は、商人たちが見返りを期待しただけではなく、モノポリー形態で得る利益の先にそれをはるかに超える利益を期待していたからである。商人たちは低価格で羊毛を購入していたが、生産者側も羊毛の最低価格を固定化して対抗している。商人たちはそこにいっそうの利益を上乗せして販売していたのである。しかしさらにまた、最大規模の利益を確保するために、羊毛の輸出禁止という手段が8月12日に発令された。この羊毛輸出禁止は王室財源を確保するための、前代未聞の大変革である。その方法は、羊毛を差し押さえて商品をすでに購入した形で前借りをおこなうのである。もはやこのように王室の主力銀行家（main bankers）としての役割を担うことになった羊毛商人から得る借入金は、返済猶予を可能とする戦費財政のための安全弁としての役割を果たすことになる。

1337年には、王室使節団は国王から圧力を受け、276,000ポンドという貸付金額の増額まで商人会に要求してきた。当初商人会側はこの計画を拒絶した。これを受けて国王は資金獲得を目的に12月に議会の召集手続をとり、1338年2月にドルトレヒトへの輸出用の羊毛を差し押さえて、その羊毛を約30名の商人に引き取らせた。5月8日に国王は、2名の主導的商人を召喚し、協議をした結果、商人たちは関税と輸出付加税を担保にして国王に前貸した分の25,000ポンドの返済を受けた。そして国王は、没収された羊毛を将来の輸出関税（20シリング）の中から、その対価を差し引くということ約束した総額65,000ポンドの債務証書である「ドルトレヒト証書」（Dordrecht Bonds）を商人たちに交付している。しかしこの債務証書交付では、約200名が「国王の羊毛」の契約から外され、国王の金融的操作に関与できる少数の商人しか国王に対す

る債権を回収できなかつたとみられる⁽³⁰⁾。

表2 1337年 ドルトレヒト債務証書内訳⁽³¹⁾

シンジケート上層の商人層 (12名)	£ 1,000-4,430.-
シンジケート成員 (約 40名)	£ 300-1,000.-
羊毛契約外人 (約 200名)	£ 10- 300.-

ウール・カンパニーは1337年7月に国王と公式の合意を締結し、ウィリアムとレジナルド・ド・コンデュイ (Reginald de Conduit) がそのカンパニーの筆頭の支配者となった。実際はウィリアムが会社組織全体を実効支配していたようであり、自身の経営理念を存分に通用させていたようである。しかしこの計画もトラブルに見舞われる。トラブルの原因は、国王が求める迅速な大金の調達である。融資要請に対応するために当初から無理のある計画が立てられていたため、商人たちは資金調達の都合がつかなくなっていく⁽³²⁾。

1338年2月、さらなる財源を求めてウエストミンスターで議会を招集した国王は、国内で産出される羊毛の半分を買い付けるとし、次の夏までに商人たちから徴発した。残り半分は、商人自身で売却させる等の自由裁量に任せることとした。しかし国王は、集荷された羊毛を担保にしてバルディ家とペルッツィ家から多額の借入れをおこない、その見返りとして羊毛の輸出独占権をイングランド商人たちから切り離し、この2大フィレンツェ出身の銀行家の手に移してしまっていたのである⁽³³⁾。

さらに7月27日から8月14日にかけて、大評議会がノーサンプトンで開かれ、国王はさらなる資金獲得を狙い、羊毛の集荷と輸出に関するより一層の促進策について討議を求めた結果、国王が以下の決定を下した。

表3 1338年7月27日-8月14日 ノーサンプトン大評議会・商人会
(the Great Council, and of the Assembly of Merchants which met at Northampton between July 27th and August 14th, 1338)⁽³⁴⁾

- 20,000 sacks のうち未集荷分 17,500 sacks を 15 分の 1 税の納入額に応じて集荷
聖職者特権の廃止
全身分から動産税の納入額に応じて羊毛買取り
(10 stone < (=140 lbs) = 動産税 20 シリング)
- アントウェルペン・ステイブル集荷所の新規設置
羊毛・毛付羊皮・羊皮の強制集荷
国王の羊毛が集荷・輸出されるまでの自主的輸出を中止

評議会の開催は、国王側の強制的な要求によるものであるが、この評議会の決定に対して、商人会側は、この時もウール・モノポリーという利益獲得のチャンスをつかんで

いる。この時期にバルディ家とペルッツィ家の両家は、国王が徴収した聖俗から得られる直接税収入の中から貸付分の返済を受けなければならなかった。しかしウィリアムは、そのような状況においても、イングランド北部の港湾業者から関税を徴収する方法を得ていた。彼は港湾事業における徴税官との間で密接な連携を行い、関税による歳入回収の締めつけを継続しつつ、一層の財政強化を図っていたようである⁽³⁵⁾。いずれも羊毛を国王の権力で徴発したことは、輸出先であるネーデルラント地方における毛織物生産都市に、原料である羊毛供給を止めることで毛織物製造の危機をもたらすためであり、貿易が再開されるまで羊毛の販売価格を守ることをも意図していた。

すでに製品価格を守る措置は、国王が1336年の羊毛輸出禁止が発令された段階においてすでになされていた。同年3月のウエストミンスター議会で、動産税を1年間に限って賦課するという課税延長が承認された。これによって40,000ポンドの収入を見込んだが、国王の要求どおりにはならなかった。そこで国王は、先に述べたとおり同年7月に200,000ポンドの借りに成功し、借りにあたり担保が求められ、それに充当する財源として、羊毛税なし輸出のモノポリーという方法が必要となったとき、羊毛の輸出販売の禁止の決定と同時に、国王が指定した業者に対してその決定と引き換えに輸出付加税（羊毛1 sacksにつき国内商人は20シリングで、外国人には40シリング）の賦課を取り決めた。さらに20シリングの強制貸付の同意も得ている。その際、指定された商人が国内の羊毛生産者に支払う最低価格の基準が併せて設定された。これがいわゆる「ノッティンガム価格」(Nottingham Price) と呼ばれるものである⁽³⁶⁾。

1339年の3月になり羊毛13,000 sacksが集荷され、バルディ家とペルッツィ家の船団によって、5月24日にハリッチ(Harwich)から輸出されたが、フランス軍の攻撃のために消失した。しかしこのような損失もすべてこれまでの商人が融通した借入金によって補填されているのである⁽³⁷⁾。いずれにしても1338年の6月と1339年の10月の間にウィリアムは最低でも110,000ポンドの貸付金額を上増して国王に提示している。この時期にウィリアムの幸運は間違いなくピークに達していたのである⁽³⁸⁾。

7. ド・ラ・ポール家の社会的昇格・権力の獲得

これまでの国王への貸付による財政支援の功績により、ウィリアムと王室との間の距離は接近する。彼は機会を逃すことなく、権利獲得の好機が舞い込んできた場合は、それらを生かすべく迅速な行動に入っている。その幸運を示すものとして、王領地の獲得がある。1338年に彼は、国王からホルダーネス(Holderness)のバースティック(Burstwick)所領をマナ(荘園 manour)付きで、そしてティックル(Tickhill)所領の一部を購入することに合意した。それらの所領はすべてに22,650ポンドの金額を

支払った⁽³⁹⁾。

ウィリアムには3人の娘、キャサリン (Katherine)、ブランシュ (Blanche、マーガレット (Margaret) がいた。1339年まで国王は彼女たちに見合った夫を約束している。その約束は、貴族階級への社会的上昇を約束してくれるものであった⁽⁴⁰⁾。

さらにウィリアムはアントウェルペンにおいて、商人会の指導者として国王の陸軍で軍役に就いている。1339年9月までに国王の財政は再び悪化した。そのため、彼は軍隊に支払うべき現金についても議会で懇願した。国王自身はヨーロッパ大陸に残り、9月26日にカンタベリー大司教、ダラム司教、ウィリアム・ド・ラ・ポール宛に軍事費用捻出に関して賛同を求める書簡を送った。ウィリアムはこの段階まで、すでに王室政府の重要人物であったが、かつての彼の立場では想像できないほどの権力を得られるだけの追い風が吹き、そして商人階級の中ではそれまで誰も成し得なかつただけの上昇気流を捉えていく。国王の要請に応じて、ウィリアムは財務府 (Exchequer) に対し、貸付金調達の見返りに特別待遇を持ちかけて、騎士バネレット (knight bannerette) の位を授かる。騎士身分の中には500マーク (333ポンド6シリング8ペンス) 相当の土地が含まれていたとされる⁽⁴¹⁾。

8. ウィリアム逮捕・投獄・裁判

王室使節団ですら腰が引けたほど議会請願は増えていった。国王は債務を帳消しにする必要があった。しかしウィリアムは、1340年1月に再び国王に対する貸付金を増やし、危険を承知の上で合意点を設定する。しかしやがて財政状況は混迷し、その年の半ばまでには、国王自身が評議会において戦費の必要額の提示すら明らかにできなくなっていたほどであった⁽⁴²⁾。

1340年ウィリアムは、突如として、国王の恩寵を失う。6月に彼は財務府のバロンの地位を失う。その理由は表向きには多忙のあまり税金の送金業務ですらできなくなったというものであったが、実際は彼の社会的優位に対する会計簿改竄という言いがかりの告発ゆえであった。国王はまた、ホルダーネス所領の返還も要求してきた。これらはすべて、ウィリアムがより一層の貸付金の支払いを求めた報復措置を意図したものであったようだ。こうした権威剥奪や虚偽理由からの告発に対してウィリアムが強気になれなかった理由は、国王への貸付が増していくほど、イングランドにおいて社会的評価が落ちてしまうことへの懸念であった⁽⁴³⁾。

11月30日に、エドワードは遠征先から突如本国へと引き返し、自ら評議会を解散した。ウィリアムを含む商人会メンバーは投獄され、彼らはウィルトシャーのディヴァイゼス (Devizes) に送り込まれた。その嫌疑は、財政運営上の失敗への補填と、1377年

の秋にネーデルラント地方に密輸を働いたというものであった。被告人たちは嫌疑に異議を唱えた。しかし商人と船員たちの陪審員たちは、密輸行為であることがわかっていた上で羊毛を受け取ったことを立証し、追求した。追わされた責任と負担は 13,612 ポンドであり、それは土地と不動産財源から補填されていた⁽⁴⁴⁾。

1341 年の審理は非公開とされ、10 月にウィリアムは身柄をフリート監獄へと移送され、1342 年 5 月まで拘留された。彼はサフォーク伯ロバート・ド・アフォード (Robert de Ufford)、ラルフ・ド・ネヴィル (Ralph de Neville)、第二代領主ネヴィル・オヴ・ラビ (Neville of Raby) によって身柄を保証された。ウィリアムの土地は、1344 年 4 月までは返還されず、ホルダーネスとティッキルの所領を取り返すことができなかった。

しかし王室債務の 4 分の 3 以上の返済が保証された。彼が長期にわたる投獄によっても破産しなかったのは、おそらく主な信用取引業者に対して、負担を負わせることなく、取引を成立させたからではないかとされる。

国王はこの事件以降、ウィリアムに対する国王債務を停止させ、ホルダーネスの所領を返還させた。しかしウィリアム側は 1343 年の春にはすでに新たな貸付金増額計画を立てる。この計画で国王の恩寵を取り戻し、喪失した土地を再建させ、自らにかけられた嫌疑を無効にする。さらに輸出関税に対して貸付金を確保するこれまで続けてきた慣例をさらに拡大し、33 名の商人で構成されるシンジケートはカンパニーと協力して、1343 年の真夏以降から 3 年間という歳月をかけて輸出関税の徴収を新たに始動させた。彼らは 1,000 マーク (666 ポンド 13 シリング 4 ペンス) を国王に、4 週間ごとに合計 10,000 マークの大金を支払った。国王は輸出関税の利益を手にした。商人たちもウール・モノポリーから利益を捻出した⁽⁴⁵⁾。

カンパニーは 1 年間にわたり隆盛したが、国内対抗者が現われる。1344 年夏の議会で、エドワード 3 世は保有現金を確保するために議会を説得する公算から、ウール・モノポリーの撤廃に合意した。これはカンパニーの利益独占を外し、シンジケートを解散することである。カンパニーには 21 名のメンバーがいたが、沈黙を守った他のメンバーたちもウィリアムに誓いをたてていく。ウィリアムは、共同出資者となる可能性があると思われる商人たちを仲間として招き、私利を導き出すような行動を取ることはせずに、カンパニーの利益のためになることだけを考慮した。損失が出た分は不満を述べることなく自分の利益シェアを支払ったとされる。このように彼は物静かに分別ある語り口で、仲間たちに行動でそれを示したようである。王室債務には自ら進んで処理を引き受けた。このような行動は特に目を引くものではないが、商売仲間を大事にした様子が伺える。

1345 年の春には戦争が再開され、カンパニーの羊毛取引は中断する。同年夏には国王との契約は破棄され、ウィリアムはカンパニーから撤退し、短期のシンジケートの掌

中に輸出関税徴収の運営が任された。そのシンジケートが提示する資金援助は、1347年のクレシー・カレーの軍事行動への勝利という形でエドワードへの信用をつなぐことになる。

しかし1345年からウィリアムの貸付金は減少していた。彼は資金源が縮小したので、大規模な事業から手を引き始めていく。貸付金減少の背景には、国王が有用な資金供給者として彼を懐柔する理由がなくなったことがある。ウィリアムの前任者が破産したことで、ウィリアムへの財政上の苦情が集中し、国王は1353年に再びウィリアムと反目する。エドワードとウィリアムとの対立理由はわかっていないが、おそらくはそれまで負っていた国王債務を帳消しにしたいとする国王側の利己的な要求が、その理由であると思われる⁽⁴⁶⁾。

ウィリアムは債権回収への回答を求めず、結審がないまま審問が終了するまで法廷では何も告げず、自らの主張も行わなかったと伝えられる。そしてフリート監獄に収監され、王室への貸付金回収を断念する。その中には国王との約束を交わした娘の婚姻のための資金もあった。ホルダーネスの所領についても保持を断念していくのである。ウィリアムの息子であるトーマス（Thomas de la Pole）とエドモンド（Edmund de la Pole）も、キーングム（キーアインガム）（Keyingham）の所領への要求を、ハルの輸出関税収入400マーク（266ポンド13シリング4ペンス）の中から捻出した金額の中から、所領喪失の補償金に相当するものとして、年金の支払いという形に代えて受けることで断念している。国王による新たな起訴をされることはなくなったが、一連の審理は、ウィリアムの政治的経歴が終わることを示していた⁽⁴⁷⁾。

9. ウィリアムの財力

国王への貸付と政治的影響力の獲得によって、ウィリアムはド・ラ・ポール家を社会的に昇格させた。国王から土地を譲り受けるという恩寵は、その時代の社会的立場を決定した。本来彼の資金源泉は貿易活動を通して生み出されたが、その資金を、国王への融資の他に、利益を生み出す土地に投資し、社会的昇格を試みたのである。このような法外な資金があっただけのみ大所領の購入が成り立った。

彼の生涯を通じて手に入れた土地や邸宅は、ホルダーネスのマナ、ロンバード・ストリート（Lombard Street）にあったバルディ家の土地資産、マイトン（Myton）のマナなどであった。さらに1360年にウィリアムがリタイアした後、彼は国王から最後の小規模な土地を拝領している⁽⁴⁸⁾。

グラムにおける保有地の土地所有権は、彼に不可避免的に司教領に関する売買契約をもたらし、1344年に司教リチャード・オヴ・ベリ（Richard of Bury）との間に土地契約

がなされていることが書かれている。これはウィリアムにネヴィル家 (the Neville) との関係構築をもたらした。ネヴィル・オヴ・ラビ (Neville of Raby) との関係が築かれ、プレストン・オン・スカーネ (プレストン・ル・スカーネ) (Preston on Skerne, Preston le Skerne) の所領を所有することになる。1342年にラルフ・ネヴィルは、拘置所 (gaol) からウィリアムの釈放をさせるための2件の担保物件 (sureties) のひとつをもたらしたのであった⁽⁴⁹⁾。

10. ウィリアムの生きた時代 王室銀行家の誕生

ウィリアム・ド・ラ・ポールが銀行家として台頭した14世紀の技術水準と社会構造を見れば、農民の人口が圧倒的であり、輸出産業が未発達であったため、農業に代わる別の職業への新たな雇用への期待は制約があった。農民は製造品や生活必需品以外に費用を支払うことはなかったとする見解がある。1330-40年の穀物価格低落は土地を持たない者や小屋住農の生活をより容易にしたが、農産物を売却する農民の収入を引き下げることになった。さらに生産物の市場売却価格と生産物を購入する消費者価格が低いことは、現金の余剰を押し下げ、所領の所有者の購買力を押し下げる逆効果を持った⁽⁵⁰⁾。

1348年以降、黒死病 (Black Death) という予期することのできない要因が、国王エドワードの意図・思惑を超えて、人口の減少による景気後退を導くという追い打ちをかけてきたのである。14世紀から15世紀にかけて羊毛貿易は量的にも増加せず、貿易に従事するイングランド商人の数も増えなかったとされる⁽⁵¹⁾。

しかしながらウィリアム・ド・ラ・ポールという人物は、戦争財源の調達という重要な役割を求められた人物であった。彼はそれまで直接税および間接税の財源とイタリアの銀行融資に依存していたイングランド王室に対して、貿易で得た財力を背景に戦費財政への貢献を果たしつつ、イングランドの金融業者としての地位を確立したのである。

《注》

- (1) ウィリアム・ド・ラ・ポールに関してはいくつかの先行研究がある。その代表的ものは E. B. Fryde の研究であり、*William de la Pole Merchant and King's Banker (†1366)*, 1988. はその集大成である。ウィリアムの羊毛の輸出入取引に関しては *The Wool Accounts of William de la Pole, Borthwick Institute of Historical Research*, 1964. において。ウィリアム逮捕に関する研究では “The Last Trials of Sir William de la Pole”, *Econ. Hist. Rev.*, XV, 1962-1963. における研究が挙げられる。本論では一連の Fryde 研究において提示されている詳細については触れず、R. Horrox の研究である *The de la Pole of Hull, The East Yorkshire Local History Society*. 1983. で述べられたド・ラ・ポール家の盛衰を採用し、ウィリアムという人物が富裕な羊毛商人の出身であったゆえに、戦争財源に貢献する上でどのように役割を果たしたのかという点を重視した。これまでの日本における研究においても、エド

ワード3世の戦時財政に関する研究はいくつかあるが、ウィリアムあるいはド・ラ・ポール家に関する詳細な研究は、脚注における言及以外には存在しない。戦争財源により生み出される社会と経済の変化という歴史研究のテーマについて論じ、わずかばかりの貢献ができれば幸いであると考えている。

- (2) ウィリアムに極めて類似した経歴を有するもう一人の王室銀行家として、ジャック・クール・オブ・ブルージュ (Jacques Coeur of Bourges) がいる。彼はフランスの領土に残留していたイングランドの資産を再征服するフランス国王シャルル7世 (勝利王) (在位 1422-1461年 Chareles VII 'le bien servi') を財政面で支援した人物である。彼もまた非常に企業家精神に満ち溢れると同時に背徳的で冷静な性格でもあり、多くの取引相手に苦手意識すら持たせる人物でもあったが、同業者たちに最後まで一途だった点だけはウィリアムとは違う。彼ら二人の財政的な成功というのは、基本的に簡単には資金を融通してくれない者たちから巨額の資金を引き出す能力によるものである。

E. B. Fryde, *William de la Pole Merchant and King's Banker (†1366)*, 1988, p. 1.

- (3) E. Power, *The Wool Trade in English Medieval History*. 1941, p. 115.
E. パウア, 山村延昭訳『イギリス中世史における羊毛貿易』p. 130.
- (4) 彼の百年戦争前半における戦勝には、クレシーの戦い (1356年)、ポワティエの戦い (1356年) がある。しかしその後、1360年代には心身ともに病を患い、影響力を後退させていく。

M. A. Hicks, *Who's Who in Late Medieval England (1272-1485)*, 1991, pp. 71-77, 106-108.

- (5) 百年戦争研究に関して、イングランドとフランスの両国関係についての明快な説明がある。「聞くものには直ちにイギリス及びフランスがそれぞれ一国として存在していて、その両者の間にある関係が存在していた、という印象を与える。これは我々が問題にしようとしている中世半ば及び末に関する限り正しくないのである。両者はそれぞれ殆ど完成された国ではあるように見えながら、繋がっており、完全に個別の国にはなっていないのである。さらにそれは一方が他方を支配しているとか、一方が他方に侵入している、とかいった関係とは違う。両者は繋がっておりもつれ合い絡み合っていたのであって、これをいわば一刀両断に切り離す科学的大手術の働きをしたのが百年戦争だった、というのが百年戦争についての筆者の基本的理解である」。

城戸 毅「公開講演 百年戦争とは何だったのか」『白山史学』, 04. 2008, 号 44, p. 3.

- (6) ヘンリ2世の末子ジョンは、1200年にフランス国王フィリップ2世との間でル・グレ (Le Goulet) 条約を締結した。この条約は、ジョン支配下の家臣の間に争いが生じた際はフランス国王が裁判権を行使することが承認されていた。

城戸 毅『マグナ・カルタの世紀』, 1980, pp. 30-34.

- (7) イングランド国王の所領であった西南部フランスは、アキテーヌ・ギエンヌ・ガスコーニュの三つの名前では呼ばれるが、それら各々の範囲を正確に定義することは不可能に近く、厳密に使い分けられているわけではない。アキテーヌは元来ローマ時代のアクィタニア (Aquitania) に由来する語で、北はポワトゥー、東はオーヴェルニュ (Auvergne) までの非常に広い範囲を指し、専らイングランド側が用いた語で、元来はアキテーヌと同義だったが、13世紀にはドルドーニュ (Dordogne) 河やギャロンヌ (Garonne) 河の流域を中心にポワトゥーを除くアキテーヌの北西部を指すようになった。またガスコーニュはビスケ湾岸のアキテーヌ西南部を指し、その北部はギエンヌと重なる。

城戸 毅, 前掲論文, p. 27. cf. *Steinberg's Dictionary of British History*, ed. by S. H. Steinberg and I. H. Evans, 2nd ed. London, 1974, under Aquitaine, Duchy of, and Gascony.

- (8) H. R. Loyn (ed), *The Middle Ages: A Concise Encyclopedia*. 1989, p. 257; H. R. ロイン編, 魚住昌良監訳『西洋史事典』, pp. 399-401.
- (9) カペー王権が司法及び行政上の上級管轄権あるいは介入権を強行しようとしたところから1294-97年のギエンヌ戦争が起こる。この戦争は1293年のことイングランドの5港 (the Cinque Ports) 所属の船, ガスコーニュ港町バヨンヌ (Bayonne) の船からなる連合船隊がブルターニュ (Bretagne) の近海でノルマンディー船隊と衝突してこれを破った末, ビスケ (Biscay) 湾に面したフランス西部の港町ラ・ロシェル (La Rochelle) を襲撃略奪したという事件をきっかけに起こった。フィリップ4世はこの事件によって生じた損害を深刻に受け止め, ガスコーニュの宗主権者としてこの地方を領有するエドワードの責任を追究した。結局1294年5月フィリップ4世の高等法院はエドワードを不従順な家臣と判断し, アキテーヌの没収を宣告した。
- 城戸「前掲論文」, p. 10; M. Powicke, *The Thirteenth Century 1216-1307*, 1962, pp. 646-48.
- (10) ノルマン人によるスコットランド政策は両国に深い影響を与えている。スコットランドのロージアン地方に遠征したノルマン人はスコットランド国王に臣従を強要し, やがて成功させていく。11世紀のスコットランド国王マルコム・カンモア (マルコム3世) (在位1058-1093年) 以降には何人かの有力な国王を輩出したが, アレキサンダー3世もその一人である。
- H. R. Loyn (ed), *op. cit.*, 1989, pp. 295-296; H. R. ロイン編, 前掲書, pp. 282-284.
- (11) 後述するように, 1328年にエドワードはスコットランドを, 即位すると同時にノーサンプトン条約において独立を承認する形で放棄する。エドワードに徹底抗戦したロバート・ブルースの子孫からスコットランド王室スチュワート家は登場する。この国はイングランドに比べてあらゆる面で弱小であったから, その独立を守るために中世を通じてイングランドと戦わねばならず, またそのために常に敵の敵であるフランスと同盟関係を結んでいた。
- 青山吉信, 今井 宏編『概説イギリス史』, p. 57.
- (12) B. L. Manning, "England: Edward III and Richard II", in R. Tanner, C. W. Previté-Orton, and Z. N. Brotoke, edit, *Cambridge Medieval History of Europe*, 1952, vol II, p. 241.
- (13) R. Tanner, C. W. Previté-Orton, and Z. N. Brotoke, edit, *Cambridge Medieval History of Europe*, 1952, vol II, p. 241.
- (14) 桜井 清「エドワード三世時代の戦時財政 (一)」『和光経済』, 4巻1号, 1970, p. 27.
- (15) ヘンリ2世以降, イングランドとガスコーニュのワイン貿易は, ヘンリの妻であるアリエノールとの婚姻によって直接的通商関係が結ばれ, ワインを運搬する船舶がボルドー, ラ・ロシェル, ロワール河地方とロンドン, ブリストル, サンドイッチを直航していた。13世紀にイングランドがフランスの領土であるノルマンディー, アンジュー, ポワトゥーの一部を喪失し, 北フランスのワイン輸入が減少したため, ガスコーニュ商業が成長したとされる。ワインは貴族層を中心に消費され, クラレット (claret) と呼ばれる大量のボルドー産赤ワインが, ロンドンのヴィントリ (Vintry) 地区にワイン商人 (vintners) の手を通じて運び込まれた。その後, 百年戦争開戦時にはクラレットは価値を落とし, 次第にスペイン・ポルトガルのワインが消費されるようになってはいたが, それでもエドワード3世は, フランス国王の干渉を受けずに, ガスコーニュを自由な自主地として領有したい願望を抱いていたと考えられる。
- H. R. Loyn (ed), *op. cit.*, 1989, pp. 343-344; H. R. ロイン編, 前掲書, pp. 433-434.
- P. Spufford, *Power and Profit The Merchant in Medieval Europe*, 2002, pp. 114-115.
- 青山, 今井, 前掲載書, pp. 71-72.
- M. Mckisack, *The Fourteenth Century, 1307-1399*, 1959, pp. 115, 127.

- (16) ステイブルの制度はステイブルと呼ばれる取引所に羊毛を持ち込む商人たちの自治組合 (corporate company) のことである。彼らは国王と顕密な役割を果たした。ステイブルは明白な政治的利害をもっていた。エドワード1世はネーデルラント伯宮廷との同盟のため、次にはフランドル伯宮廷との同盟のための餌として利用した。エドワード2世は、フランスやブラバント (Brabant) やフランドル (Flandre) との折衝にそれを用いた。
E. Power, *The Wool Trade in English Medieval History*, 1941, p. 87.
- (17) J. W. Thompson, *Economic and Social History of Europe in the Later Middle Ages (1300-1530)*, 1931, p. 63; 桜井 清, 前掲論文, p. 28.
- (18) E. Miller, J. Hatcher, *England under the Three Edwards*, pp. 411.
- (19) *Ibid.*, pp. 411-412.
- (20) ウィリアムの子供たちには二人のマイケルがいる。一方は国王リチャード2世の知遇を得た人物でバロンの立場を得たが、パリに亡命中に死去する。もう一人の息子であるマイケルは、ヘンリ4世からランカスター家へと仕える相手を鞍替えし、1415年のアジャンクールの戦いで戦死した。伯爵の身分となったウィリアムはヘンリ6世に目をとめられ、1440年代には一家を政治的に重要な立場へと導いたが、こちらも亡命先へと向かう途上1450年に海上で殺害された。さらに息子ジョンは政治的に成功し、ヨーク公リチャードとの婚姻を結ぶことになる。これによってド・ラ・ポール家は、1461年にヨーク公の息子がエドワード4世として国王に即位することで王室の一員となった。その後、エリーザベス・プラントジネットの長男とジョン・ド・ラ・ポールは、1484年における国王の一人息子の死去以降、リチャード3世の継承者候補へとなるであろうとされた。王位授与間近にして、一門は幸運の絶頂期をむかえたことになるが、しかし「ヨーク派」はランカスター家との闘争に敗れ、やがてチューダー家に疑念の目を向けられることになり、政治形勢の不利は一家を解体へと向けていくのである。ド・ラ・ポール家は1539年に男系が絶えている、しかしそれ先立つ1492年に、ジョン・ド・ラ・ポールの死去をもって一代早く終焉したのである。
R. Horrox, *The de la Pole of Hull, The East Yorkshire Local History Society*. 1983, pp. 1-2.
- (21) E. Power, *op. cit.*, p. 16; 山村延昭「エドワード三世の財政政策 (上)」『西南学院大学商学論集』, 12巻1号, pp. 66.
- (22) S. Dowell, *A History of Taxation and Taxes in England*, 1888, Vol. 1, pp. 7, 78-91.
- (23) *Ibid.*, pp. 14-15.
- (24) *Ibid.*, pp. 78-79.
- (25) 国王評議会は、直屬土地受封者 (tenants-in-chief)/国事尚書 (chancellor)/新官僚 (new official)/司法長官 (justiciar)/各長官 (heads of royal house stuff)/国王直屬商人 (king's merchants) によって構成される。
山村延昭, 前掲論文, pp. 65-68.
- (26) 大評議会に起源をもつ。当初は宮廷官僚と直屬受封者たちとの話し合いの場であったが、12世紀後半から13世紀後半にかけての地方自治体 (Community) の発達は、課税対象を拡大させ、代議制を登場させる。1207年にジョン王は、全イングランドの俗人にたいして、何人から土地を保有する者であろうとも、王国内で不動産による収入と動産を有する者はすべて、年収1マーク (=13シリング4ペンス) あたり1シリングの援助金を彼に支払わねばならないという命令を下した。1213年には「王国の政務について話し合うために」、各州の自治体にそれぞれ4名の騎士を選んで国王の下に送ることを命じ、そして1254年には、ウエストミンスターにおいてこれら州自治体の代表者たちに課税についての協力を求めた。
山村延昭, 前掲論文, pp. 65-68.
- (27) E. Power, *op. cit.*, p. 66; 山村延昭, 前掲論文, pp. 72.

- (28) 1193年のリチャード1世の身代金調達に際して、大評議会は、僧侶と並んで、商人たちと協議を行った事実がある。1218年には、ブリストルで羊毛を差し押さえられた商人たちが、その解除と引き替えに、ヘンリ3世に一袋あたり6マークの献金を認めている。その後1275年、エドワード1世は、「王国の領主たちや庶民たちから」、つまり議会から羊毛・毛付羊皮・羊皮への輸出税（旧関税）を獲得したが、これは「商人たちの勧めと願い」とによるものであった。そして1294年には、国王は羊毛を没収し、商人たちから、戦争中は前記の輸出税を増徴しても構わない、という同意をとりつけることに成功した。ついで1305年、エドワード1世は42都市からそれぞれ2ないし3名の商人をヨークにまねき、輸出税の引き上げと輸入税の新設とを諮問したが、ついにその同意を得ることができなかった。そこでこれは、カルタ＝メルカトリア（商業憲章）という特権付与と引き換えに、外国人のみに適用されることになった。こうして成立したのが新関税である。商人会は、その後もひき続きしばしば召集され、エドワード2世の治世には、羊毛への課税や貿易問題についての国王の諮問に答えることのできる唯一の専門機関であるという地位を、事実上獲得した。

山村延昭，前掲論文，pp. 72.

- (29) J. Ramsay, *A History of the Revenues of the King of England 1066-1339*, 1925, Vol. II, pp. 85, 101.
- (30) G. Unwin (ed.), *Finance and Trade under Edward III, 1918*, pp. 191-195; 桜井 清「エドワード三世時代の戦時財政（二）」『和光経済』，4巻2号，1971，pp. 28-30, 34-35.
- (31) 下記文献参照により表を作成。
G. Unwin (ed.), *Finance and Trade under Edward III, 1918*, pp. 191-192.
- (32) R. Horrox, *op. cit.*, p. 15.
- (33) M. McKisack, *The Fourteenth Century, 1307-1399*, 1959, p. 157.
- (34) 下記文献参照により表を作成。
G. Unwin (ed.), *Finance and Trade under Edward III, 1918*, pp. 198-199.
Calendar of Close Rolls preserved in Public Record Office, 1337-1339, London, 1972, p. 584.
桜井 清「エドワード三世時代の戦時財政（二）」『和光経済』，4巻2号，1971，pp. 32-34.
- (35) E. B. Fryde, *op. cit.*, p. 47.
- (36) 桜井 清，前掲論文，4巻1号，1970，pp. 34-35.
- (37) R. Horrox, *op. cit.*, p. 15.
- (38) *Ibid.*, p. 17.
- (39) これはエドワード3世がかつて作成した所有地の唯一の財産譲渡であり、ウィリアムの資金をどれだけ必要としていたのかを示す指標である。ホルダーネスの譲渡は、ウィリアムにとって、この期間に行われたいくつかの王室譲渡のうちで最大であった。ウィリアムはロンドンのロンバート街（Lombard Street）に、かつてバルディ家が所有していた邸宅も与えられた。それは王室が金融の源泉をイタリアよりも母国イングランドにもとめる重要性が増していたことを象徴している。
- (40) 長女キャサリンは、1340年の5月までにノーフォークのオールド・バケナム（Old Buckenham）のアダム・ド・クリフトン（Adam de Clifton）の長男コンスタンティン（Constantine）と結婚していた。コンスタンティンは父親の存命中、1353年に出生した一人息子のジョンが継承者となった1362年にこの世を去っている。次女ブランシュは、議会貴族の位であるバロン・スクロップ・オヴ・ボルトン（Baron Scrope of Bolton）創設者であるリチャード・ロード・スクロップ・オヴ・ボルトン（Richard load Scrope of Bolton）と1344-45年に、ウィリアムがカンパニー再建と国王恩寵回復をなしたとした時期に結婚した。1362年に長男は、リトアニアにおける異教徒たちとの戦争に参戦してい

る。3女マーガレットもまた北部地方でロバート・ネヴィル・オヴ・ホーンビー (Robert Neville of Hornby) と結婚した。1362年頃ではないかと思われる。

R. Horrox, *op. cit.*, p. 28.

- (41) エドワード3世治世において、意見要求を出せるだけの地方レベルにおける社会グループが台頭してきていたとされる。身分的には下級の土地所有者層であり、ノルマン王朝期のミリテス (*militēs*) に由来する騎士身分 (*knighthood*) である。彼らは生計を維持するために土地から年間20から30ポンド、あるいは40ポンドの年収を必要とした者もいたとされるが、それは騎士身分相応の名誉称号 (*a title of honour*) が認められたからである。彼らは軍事義務と同様に「随行する市民義務 (*attendant civil duties*)」を持ち、居住する州で行政的中核 (*cadres*) を形成するようになり、社会的に承認された権威を与えられた。バラ (自治都市 *borough*) においても富裕なバージェス (自由市民 *burgess*) あるいはオプティメイト (*optimates*) と呼ばれた者たちが、騎士身分同様に土地を有効に経営し、社会的責務を担うようになる。この史料上に示される数値と比較しても、ここでウィリアムが取得した身分に提示された報酬額は、国王との距離が極めて近いことを示していると言えるだろう。

S. P. J. Harvey, "The knight and the knight's fee in England", *P. P.*, no. 49, 1970, pp. 250-5; E. Miller, J. Hatcher, *op. cit.*, p. 416.

- (42) R. Horrox, *op. cit.*, p. 19.

(43) *Ibid.*, p. 19.

(44) *Ibid.*, p. 19.

(45) *Ibid.*, p. 20.

(46) *Ibid.*, pp. 20-21.

(47) *Ibid.*, pp. 23-24.

- (48) ウィリアムはまた各個人への貸付を継続するだけの土地取得が可能でもあった。土地は貸付の担保であり、債務者が破産した際にウィリアムに移譲する型式をとった。土地の引き渡しは実際の市場価値よりも低い金額で渡され、ウィリアムの所領が飛び地であるのも、このような理由が考えられるとされている。

Ibid., p. 25.

- (49) *Ibid.*, p. 26.

- (50) R. H. Hilton, "A Crisis of Feudalism", in T. H. Aston and C. H. E. Philipinmedes, *The Brenner Debate: Agrarian Class Structure and Economic Development in Pre-Industrial Europe*, pp. 129-130.

- (51) E. パウアは次のように述べている。「羊毛貿易を牽引したステイブル商人のウール・モノポリーは、毛織物工業の台頭という副産物を生み出した。おそらくはモノポリーのただ一つの明らかに有益な成果であっただろう。というも課税とか独占とかは政府や独占家たちが意図するようには、めったに働くものではないからである。国王やステイブル商人たちは、金の卵を産むガチョウを、課税と独占とでもってはさみ殺した——あるいは黄金の毛を生やす羊を殺したとでもいうべきか？」

E. Power, *op. cit.*, pp. 102-103.

E. パウア, 山村延昭訳, 前掲書, p. 117.